

第2章

<2014 アジア警察学会年次総会>

現代社会における
治安上の脅威に対する方策

<アジア警察学会年次総会>

現代社会における治安上の脅威に対する方策

警察政策研究センター

警察政策研究センターは、平成26年12月2日及び3日、(公財)公共政策調査会、警察政策学会、(公財)日工組社会安全財団及び警察大学校学友会の後援により、グランドアーク半蔵門(東京都千代田区)において、アジア警察学会年次総会を本邦で初めて開催した。

アジア警察学会(Asian Association of Police Studies)は、アジア諸国を中心とする警察教養機関、犯罪学研究者等の交流・共同研究を目的として2000年(平成12年)に設立された団体であり、現在、日本、韓国、中国、台湾、タイ、米国、英国等にメンバーを擁している。毎年開催される年次総会では、警察政策に係る実務・研究の向上等を目的として、様々な分野の研究者や実務者による発表や討論が行われてきた。

本年次総会は、「現代社会における治安上の脅威に対する方策」を全体テーマに、次のプログラムにより開催された(なお、挨拶・講演者の役職はいずれも開催当時のものである。)

【12月2日】

○ 開会式

〈挨拶〉

- ・ 竹内 直人 氏(警察大学校長)
- ・ 片桐 裕 氏((公財)公共政策調査会理事長)
- ・ 林 国春 氏(アジア警察学会会長)

〈key-note speech〉

- ・ 佐々木 真郎 氏(警察政策研究センター所長)
(代読:警察大学校刑事教養部長兼政策調査官 村田 達哉 氏)
- ・ 前田 雅英 氏(警察政策学会会長)
- ・ マリオ・ガボリー 氏(米国ニューヘブレン大学教授)

○ アジア警察学会年次総会フォーラム

〈第1部:「現代社会における犯罪予防」〉

- ・ マーカス・フェルソン 氏(米国テキサス州立大学教授)
- ・ 田村 正博 氏(京都産業大学教授兼社会安全・警察学研究所所長)

〈第2部:「犯罪捜査における新しい概念」〉

- ・ ヘンリー・リー 氏(米国ニューヘブレン大学教授)

〈第3部:「インターネット社会における自由と安全」〉

- ・ 大沢 秀介 氏(慶應義塾大学教授)
- ・ 小山 剛 氏(慶應義塾大学教授)
- ・ マンフレート・バルドゥス 氏(ドイツエアフルト大学教授)

【12月3日】

○ 参加者による自由研究報告

○ 閉会式

〈自由研究報告に関する総括〉

〈挨拶〉

- ・ 葉 毓蘭 氏(アジア警察学会事務局長)
- ・ 荻野 徹 氏(警察大学校副校長)

本年次総会には、海外9カ国・地域（米国、中国、台湾、タイ、英国、ドイツ、マレーシア、インド、メキシコ）から合計50名が出席した。これに国内から出席した大学研究者、報道関係者、企業関係者、関係機関、警察関係者等を併せ、最多で合計約220名の出席の下、「現代社会における治安上の脅威に対する方策」について活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

現在、グローバル化の進展に伴い、犯罪対策は、各国の制度や伝統に相違はあるにせよ、人類共通の喫緊の課題として国際社会における共同の取組が必要不可欠であり、各国の実務家や研究者が一堂に会して警察政策、法執行、被害者対策等に関する議論を深めることは非常に有意義である。本年次総会は、このことを改めて認識させられるものとなったほか、本邦で開催したことにより、我が国における治安情勢やこれまでの様々な取組について海外に向けて積極的に情報発信する格好の機会となり、当センターにおける今後の研究活動等の新たな礎の一つとなった。

以下、本年次総会における内容を掲載するが、本稿は、年次総会の開催状況を可能な限り忠実に再現するという趣旨に鑑み、基本的に、各講演者・報告者等が講演・報告した内容（外国からの講演者・報告者については、当日その内容を日本語に同時通訳したもの）をそのまま掲載したものであることに留意されたい。

開会挨拶①

警察大学校長 竹内 直人

アジア警察学会 2014 年年次総会組織委員会を代表し、一人ひとりの参加者、特に海外から遠路来られた御来賓の皆様を歓迎申し上げたい。世界的に著名な警察学の研究者の皆様によιな機会を提供することができて大変嬉しく光栄に思ふ。我々として、共通の利益である公序良俗の維持のためにノウハウを交換できるのは素晴らしいことである。

今日は、我々にとって非常に祝福すべき日である。何故なら、長年の願望である日本での主催が叶ったからである。アジア警察学会は、長きにわたって素晴らしい伝統を築いてきた。今まで 14 回の年次総会がソウル、台北、香港、テキサス、北京、バンコク、ルイジアナ、コネチカットにおいて開催されてきた。その際には、警察活動、法執行、犯罪学、被害者学等の分野において、世界一流の知が集積されてきたところである。今日初めて我が国の首都・東京もこの輝かしい主催地のリストに加わったということ胸を張って宣言できることとなった。

(公財) 公共政策調査会、警察政策学会、(公財) 日工組社会安全財団、(一財) 警察大学校友会の皆様にも、このような本会議を後援して下さいことに感謝申し上げたい。

ちょうど 50 年前、東京で夏季五輪大会が安全に開催された。次は 2020 年、東京大会は 6 年後である。現在、前回に比べると、治安は非常に悪くなっており、深刻な状況にある。サイバー攻撃、残忍なテロ攻撃の脅威に晒されている。我が国は現在、この歴史的なイベントに向け、世界一安全な日本をつくるため、包括的な取組みを積極的に進めているところである。

今年のアジア警察学会年次総会のテーマは「現代社会における治安上の脅威に対する方策」である。非常に時宜を得ており、重要なテーマである。何故タイムリーで重要なのか。それは、アジアその他の地域の警察組織は、多種多様な脅威や犯罪に晒されており、その中にはサイバー攻撃、越境的な犯罪も含まれているからである。やはり現在こそ、こうした場からの実践に役立つ提言や意見が必要とされている。それと同時に、現代社会において公序良俗を保つためには、警察当局としても戦略的な思考が求められており、犯罪のトレンドと社会状況についてしっかりと考えていかなければならない。さらに、国民の信頼を得るかたちで良きガバナンスを担保していかなければならない。私がハーバード大学ケネディ・スクールに通っていたころ、Mark Moore 教授は「警察行政における発展に追い付いていくために我々学界も頑張らなくてはならない」と仰っていた。また、「割れ窓理論」の Kelling 教授とともに、地域社会の警察行政と地域社会を巻き込んだ問題解決について提唱されていた。

現在、世界各国においてコミュニティ・ポリシングの考え方が普及している。例えばその一つとして、私がかつてその警察庁長官顧問として2年駐在したことがあるインドネシアが挙げられるが、インドネシア警察庁も、国民と素晴らしいパートナーシップを享受できるようになったと思う。何故こうしたことが起きたのか。それは警察行政の概念が劇的に変わったからである。これは一例であるが、やはりこうした学界も日常の警察実務に良い影響を与えることができるのである。だからこそ、今回の会議も、警察行政の英知を集積するという意味で果たすべき役割があると思う。国によって制度も伝統も違うかもしれない。そうであったとしても、異なる場所の学者と実務者が一堂に会して警察行政や犯罪学、被害者学等について論ずることは有効である。今回の会議で集中的に2日間議論することで、この目標を必ずや達成できると確信している。

最後に、是非、今回の滞在を楽しんでいただきたい。できる限りのお手伝いをさせていただく。忘れないでいただきたい。我々が一堂に会する目的は、より良い安全な世界をつくるということ、被害者を少なくするということである。そのために議論を通じ、この崇高な目標に向かって歩んでいこう、そして、我々の決断をさらに固めよう、そしてお互いの友情を温めよう。一緒になれば必ずできると考えている。

開会挨拶②

(公財) 公共政策調査会理事長 片桐 裕

私からは、本総会の後援団体を代表して御挨拶を申し上げたい。この度、アジア警察学会の第15回年次総会が9つの国・地域から多数の皆様の御出席の下で盛大に開催されることを心からお慶び申し上げる。本総会は、我が国で初めての開催となるが、このために来日された各国・地域の皆様に対し心から歓迎の意を表する次第である。

我が国は、1970年前後に最も治安が安定し、「夜も女性が一人で歩ける国」、「世界一安全な国」と言われるほど安全な国となった。しかしながら、1995年にはカルト集団であるオウム真理教がサリン等を用いた大規模なテロ事件を引き起こし、また、奇しくもその頃から我が国においては一般の犯罪も急激に増加し、2002年には、刑法犯の認知件数が戦後のピークとなる285万件余りに達した。我が国にとって治安が最悪の時期であり、安全な国としての日本のイメージはここで著しく傷ついたのである。

犯罪がこのように急増した理由は明らかではないが、結果から見れば、国際化を始め、我が国の治安を取り巻く情勢に大きな変化が生じていたにもかかわらず、我が国が「安全神話」の中に安住し、ほとんど対策を講じてこなかったことに大きな原因があったと言わざるを得ないと考えている。

以後、政府を挙げて、「犯罪に強い社会づくり」のスローガンの下、各種犯罪の起きにくい環境づくりのために各種施策を展開してきた。そして、これに追従するかたちで、地方自治体や事業者、地域の皆様に大変多くのボランティア団体を結成して地域のパトロールを行っていただいた。各個人も、安全な国をつくるべく努力をしてきた。その結果、2003年以降は犯罪が急激に減少し、現在はピーク時285万件余りの半数以下となり、1970年代の水準に近付きつつある。

では、我が国はこれで本当に安全なのかというと、安心はできないと思っている。特に、益々進展する国際化や高度情報化の負の側面が治安に様々な影響を与えている。すなわち、具体的には、犯罪のグローバル化や国際的な組織犯罪の跳梁であり、また、サイバー犯罪の巧妙化、サイバーセキュリティへの脅威の増大である。現在、世界の全ての国々が共に手を携えて治安への新しい脅威に立ち向かっていかなければならない。

我が国においては2020年に東京でオリンピックが開催されることとなっており、これを目指し、再び「世界一安全な国」を築くべく、官民挙げて努力していかなければならない。こうした中、

我が国において、この「2014年アジア警察学会年次総会」が開催されることは極めて意義深いものがある。

本総会においては、「現代社会における治安上の脅威に対する方策」を全体テーマに、「現代社会における犯罪の予防」、「犯罪捜査の新しい概念」及び「インターネット社会における自由と安全」に関するフォーラムのほか、犯罪情勢分析、国境を越える犯罪、少年犯罪対策、薬物犯罪対策等について多数のセッションが開催されることとなっている。

本総会に御出席の警察実務家、警察教育関係者、犯罪学等警察を取り巻く諸科学の研究者の皆様が、本総会において共に問題意識を共有し、研究成果や情報を交換することによって、本総会が実り多きものとなることを心から祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

開会挨拶③

アジア警察学会会長 林 国春

今回、アジア警察学会を代表し、年次総会に参加された皆様を歓迎申し上げます。特に今年の開催国である日本の警察大学校に申し上げたい。警察大学校長のリーダーシップの下、様々な努力をして開催されている。

今回の会議のテーマは、「現代社会における治安上の脅威に対する方策」である。国籍、場所を問わず、我々は皆、歴史的な交差点に立たされている。過去 30 年もの間、世界の多くの都市は深刻な事態に直面している。社会や政治、人口動態のパターンが急速に変わったためである。また、技術の発展や気候変動の脅威にも晒されている。さらに、新たな問題を通じ、犯罪は都市の住民の悪夢となっている。ほとんど全ての都市において、グローバルビレッジの交流が益々盛んになっており、アジア諸国においても犯罪の波に晒されている。こうした中、私達は何十年もの間、低い犯罪率を保持しているが、犯罪の原因は益々複雑化している。そして、益々多くの都市がこの問題に対応するため、新しい警察のアプローチの在り方を検証し、パートナーシップを進めている。そうすることで生活の質の向上を図っている。

地域ごとの視点や経験の交流を図るため、このアジア警察学会年次総会においては、様々なトピックを取り上げてきた。これらを通じて社会的な問題に対応したり、警察政策の向上を図り、犯罪学の研究に貢献したりするためである。私達は、集団での努力を通じ、お互いに交流を図ることで、より良い警察を実現し、私達の共同体や都市、国をより住みやすい場所にしていきたいと考えている。

本年次総会が成功し、実り多きものとなることを祈念している。

「現代社会における治安上の脅威と方策」

警察政策研究センター所長 佐々木真郎

(代読：警察政策研究センター政策調査官（当時） 村田達哉)

1 はじめに

私からは、近時の我が国における治安情勢を概観した上で、この度の年次総会のテーマである「現代社会における治安上の脅威と方策」に即して話をさせていただく。まずは、折角の機会であるので、皆様の理解の一助として、日本警察の仕組みや、本総会の事務局を担っている警察大学校・警察政策研究センターについて簡単に紹介させていただく。

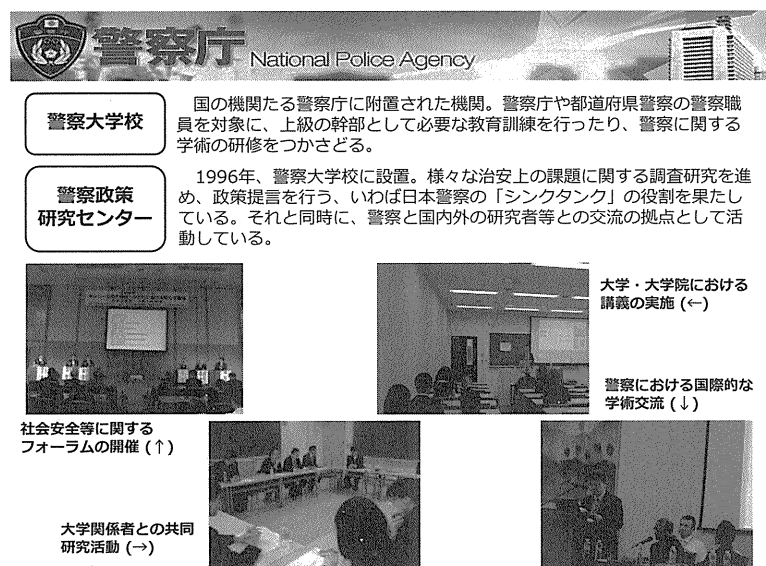
(1) 日本警察の仕組み

まず、日本警察の仕組みについてであるが、日本警察は、国の機関たる警察庁と、各都道府県に設置されている合計47の都道府県警察により構成され、それぞれ、国民・住民の代表者により組織された公安委員会の管理下に置かれている。この公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の点で大きな役割を果たしている。国の機関たる警察庁は、個別の事件に関する職務執行は行わないが、警察に関する諸制度の企画立案を行うとともに、都道府県警察に対し、間接的な統制、活動基盤の提供、国家的・広域的事案に関する指導・調整を行っている。他方、都道府県警察は、その管轄内における全ての警察事象に関与することとなる。各都道府県警察には、警察本部と警察署が置かれ、さらに、警察署には、交番・駐在所が置かれている。現在、日本全体で、警察署は1,169カ所、交番・駐在所は12,807カ所ある。



(2) 警察大学校・警察政策研究センター

次に、警察大学校と警察政策研究センターについて紹介する。警察大学校は、国の機関たる警察庁に附置された機関として、警察庁や各都道府県警察の警察職員を対象に、上級の幹部として必要な教育訓練を行ったり、警察に関する学術の研修をつかさどっている。警察政策研究センターは1996年、この警察大学校に設置された機関であるが、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行う、いわば日本警察の「シンクタンク」の役割を果たしている研究機関である。当センターは、それと同時に、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動しており、社会安全等に関するフォーラムの開催、大学関係者との共同研究活動の推進、大学・大学院における講義の実施、警察に関する国際的な学術交流等を進めている。



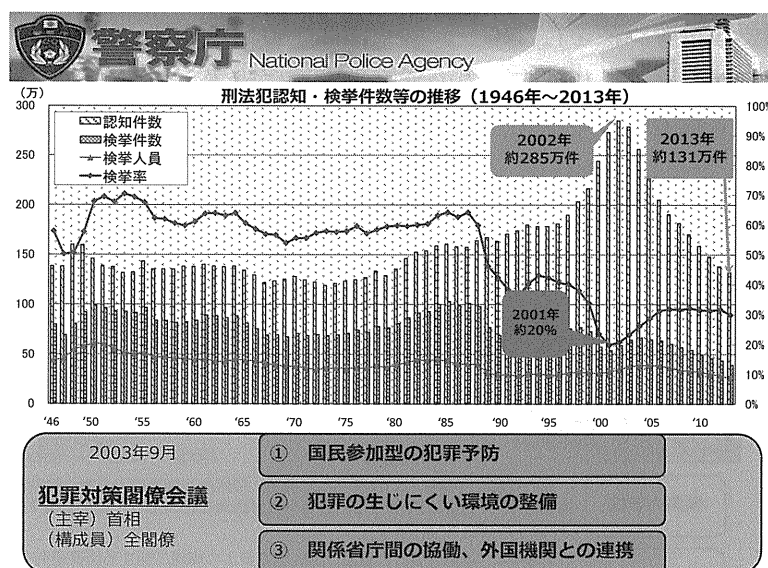
2 本論

さて、ここからは、本論に入り、近時の我が国における治安情勢と、現代社会における治安上の脅威と方策について話をさせていただく。

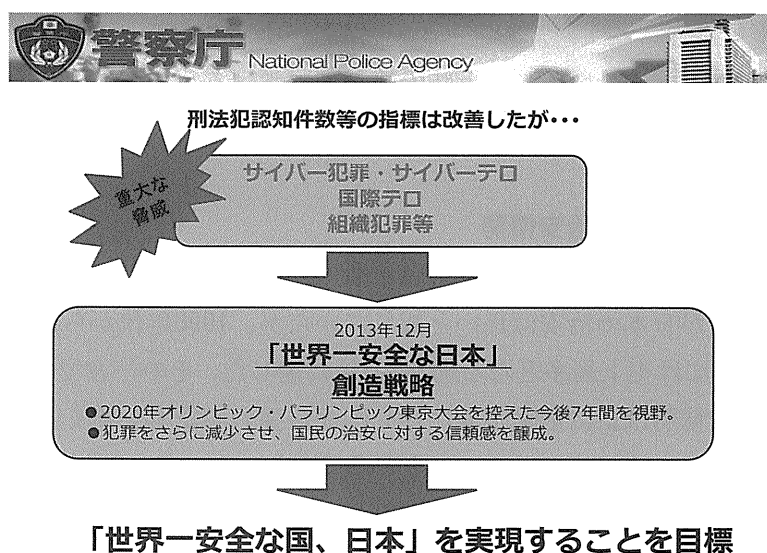
(1) 近時の我が国における治安情勢

我が国の犯罪情勢は、1980年代までは年間の刑法犯認知件数が概ね140万件前後と安定し、国民のほとんどが日本の治安は良いと感じていたが、1990年代からは犯罪が徐々に増加傾向を示し、2002年には史上最多となる約285万件に達した。その一方で、検挙率は20%まで低下するなど、治安情勢は正に危険水域に達し国民が強い不安感を抱くようになった。こうした中、政府全体としての対策を進めることの重要性が認識され、政府は、2003年9月、首相が主宰し全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を設置した。以降、同会議で行動計画が策定されるなど、国を挙げて、①国民参加型の犯罪予防、②犯罪の生じにくい環境の整備、③関係省庁間の協働、外国機関との連携を柱とした取組を推進してきた。こうした対策が奏功し、我が国における刑法犯認知件数は、2003年以降11年連続で減少し、2013年には、ピーク時の半数を下回る約131万件となるなど、大きな成果を見せている。2002年をピークとする急激な

治安の悪化とそれ以後の犯罪の減少の要因については、時間の関係上割愛するが、この後、前田先生、田村先生から御紹介があることと思う。



このように、現在の我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善したが、その一方で、サイバー犯罪やサイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪等の重大な脅威に依然として直面している。こうしたことから、政府は、2013年12月、「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定した。この戦略は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標としている。現在、日本警察では、関係機関等と緊密に連携し、この戦略に基づく取組を推進している。

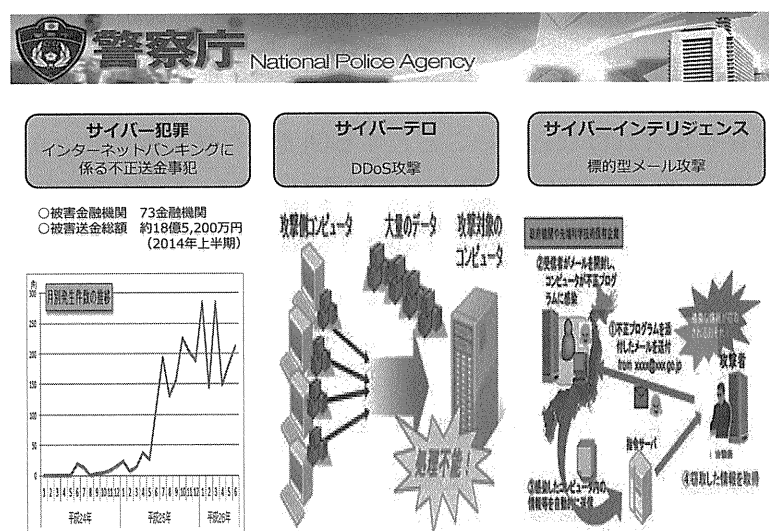


(2) 現代社会における治安上の脅威と方策

次に、現代社会における治安上の脅威と方策についてである。本日は、時間の制約もありますので、特に主要なものに限り、4点について申し上げる。

ア サイバー空間における脅威の深刻化

情報通信技術の進展とともに、サイバー空間では次々と新たなサービスや技術が現れており、その利便性が向上している反面、これらを悪用したサイバー犯罪・サイバー攻撃の手口も日々新たなものが現れている。近時、インターネットバンキングに係る不正送金事犯を始めとするサイバー犯罪が多発しているほか、サイバーテロやサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的な規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している。

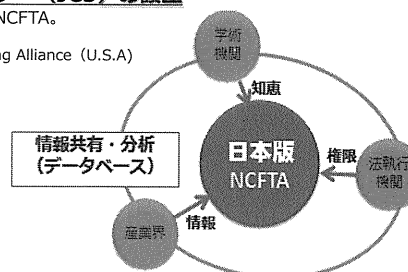


日本警察では、こうした脅威に的確に対処するべく、警察部内における組織体制の強化を始め、デジタル・フォレンジックの活用といった技術的基盤の整備、警察大学校におけるサイバーセキュリティ研究・研修センターの設置、サイバー犯罪に係る海外捜査機関との連携のほか、民間事業者との人事交流やサイバー犯罪に関する情報共有の推進等、組織を挙げて総合的な対策を推進している。これらの対策の中で、サイバー空間の安全・安心を確保するためには、産官学が連携し、それぞれの知見を活用する取組が極めて重要である。この点、米国では、NCFTAという非営利団体が設立され、産官学における情報共有と協力を促進し、三者が一体となった取組が行われているが、先月、我が国でも、日本版NCFTAが、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（通称：JC3）として設立され、インターネットバンキングに係る不正送金事犯への対処を当面の活動目標として、関係者間の情報の共有及び分析を推進しているところである。



総合的な対策の推進

- 司令塔機能の強化
- 技術的基盤の整備
- サイバーセキュリティ研究・研修センターの設置（警察大学校）
- サイバー犯罪に係る国際捜査共助
- 民間事業者との人事交流や新種の不正プログラムの情報共有枠組みの構築
- **日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の設立**
2014年11月に設立された日本版NCFTA。
※ NCFTA
National Cyber-forensics & Training Alliance (U.S.A)



一方、犯罪捜査に関連し、我が国では、プロバイダ等の事業者において、通信履歴を平素から保存しなければならないこととする制度が存在しないことから、サイバー犯罪等に対処する際に、犯人の追跡が困難となる場合があるなどの課題も残されている。このため、警察庁では、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について関係省庁とともに検討を進めている状況にある。

こうした課題への対処に当たっては、憲法上認められた個人のプライバシーの権利等との均衡をどのように保っていくのか、すなわち、通信履歴の保存を義務付けるとしても、どのくらいの期間、どの程度の範囲のものを対象とするのか、また、そのための手続や適正な管理運用を担保するための仕組みをどのように設けるのかなどにつき、事業者を始めとする多数の関係者の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、そのための活発な議論が正に求められている。



通信履歴等の保存

<現状>

我が国では、プロバイダ等の事業者において、通信履歴を平素から保存しなければならないこととする制度が存在しないことから、サイバー犯罪等に対処する際に、犯人の追跡が困難となる場合がある。
⇒ 警察庁では、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について関係省庁とともに検討を進めている状況。

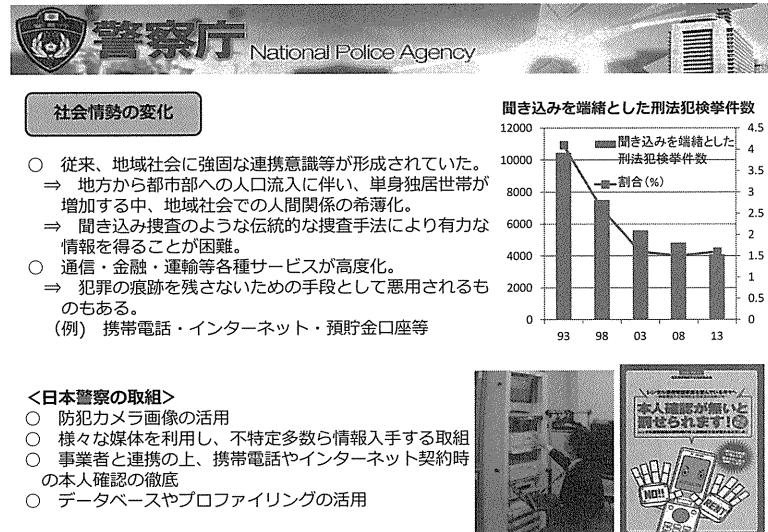
<課題>

憲法上認められた個人のプライバシーの権利等との均衡をどのように保っていくのか？
⇒ 通信履歴等の保存を義務付けるとしても、どのくらいの期間、どの程度のものを対象とするのか、また、そのための手続や適正な管理運用を担保するための仕組みをどのように設けるのかなどといったことにつき、事業者を始めとする多数の関係者の理解と協力を得ることが必要不可欠。

イ 警察捜査を取り巻く環境の変化

現在、我が国では、警察捜査を取り巻く環境が大きく変化している。

1つは、社会情勢の変化に伴うものである。すなわち、我が国では、従来、近隣関係を中心とする地域社会で強固な連帯意識等が形成されていたが、地方から都市部への人口流入に伴い単身独居世帯が増加する中、地域社会での人間関係の希薄化が進んでいる。このため、警察が聞き込み捜査のような伝統的な捜査手法により有力な情報を得ることが困難になっており、これを端緒とした被疑者の検挙件数も大きく減少している。また、通信、金融、運輸等の様々な分野の各種サービスが高度化し、国民生活の利便性向上に寄与している一方で、こうした中には、犯罪の痕跡を残さないための手段として悪用されるものもある。例えば、携帯電話は、今や国民一人1台という時代になっていますが、契約時の本人確認が徹底されておらず、利用者の特定が困難となるケースも見られる。また、インターネットや預貯金口座、私設私書箱と呼ばれる郵便受取場所についても、同様である。こうした中、日本警察では、犯人の事後追跡可能性を確保するため、防犯カメラ画像を活用したり、様々な媒体を活用し多くの国民から情報を入手するための取組を進めたりしているほか、携帯電話やインターネット等への対策として、民間事業者と連携し、契約時の本人確認を徹底するなどしている。また、データベースやプロファイリングを活用し、様々な犯罪関連情報を高度かつ効率的に分析し、被疑者の絞り込み、捜査の方向性及び捜査項目の優先順位の判断を支援する取組も進めている。



2つは、警察捜査をめぐる制度の変革に伴うものである。我が国では、一定の重大な事件の刑事裁判で一般の国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに公判審理と裁判に参加する、いわゆる裁判員制度が施行されてから5年以上が経過するなど、一連の司法制度改革により公判中心主義の実現が図られてきた。こうした裁判制度の変革に対応するため、警察では、取調べの録音・録画の試行や客観証拠の収集の徹底等に取り組んできたところである。具体的には、初動捜査の整備、鑑識活動の徹底、デジタル・フォレンジック、DNA型鑑定といった科学技術の活用が挙げられる。引き続き、諸外国の捜査手法等を参考としつつ、新たな捜査手法の導入に向けても検討していく必要がある。この点、今回の会議

に参加された皆さんから、我が国ではまだ導入されていない捜査手法について御教示を頂ければと思っている。

警察庁 National Police Agency

警察捜査をめぐる制度の変革

我が国では、一定の重大な事件の刑事裁判で一般の国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに公判審理と裁判に参加する、いわゆる裁判員制度が施行されてから5年以上が経過するなど、一連の司法制度改革による裁判制度やその運用の変革により公判中心主義の実現が図られてきた。

<日本警察の取組>

- 取調べの録音・録画の試行
- 客観証拠の収集の徹底
(科学技術の活用)
 - ・ 初動捜査の整備
 - ・ 鑑識活動の徹底
 - ・ デジタル・フォレンジック
 - ・ DNA型鑑定

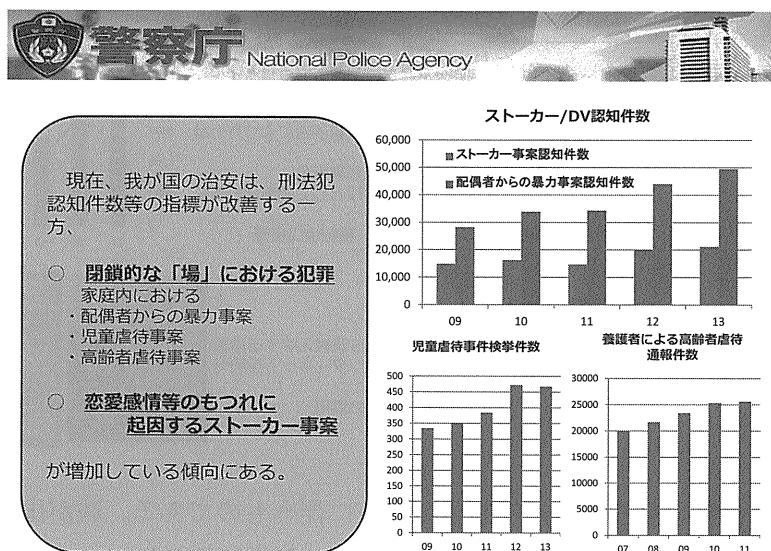
諸外国の捜査手法等を参考としつつ、新たな捜査手法の導入に向けても検討が必要。





ウ 犯罪を発生・継続させやすい閉鎖的な「場」・「関係性」への対応

現在、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、家庭内における配偶者からの暴力事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案といった、閉鎖的な「場」における犯罪や、恋愛感情等のもつれに起因するストーカー事案が増加している傾向にある。



これらの事案については、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して殺人等の重大事件に発展するケースが少なからず発生し、国民の不安感を高めている。また、こうした犯罪については、防犯カメラの設置等、これまで街頭犯罪や侵入窃盗の抑止に効果があった、「環境犯罪学」に即した対策のみでは十分に機能しないことから、加害者に対し、個人のプラ

イバシーとの関係を踏まえつつ、より重大な危害が生じる前の段階で、予防的に介入する方策が今まで以上に求められている。



<特徴>

- 加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が被害者に強い危害意思を有している場合、検挙されることを顧みず、大胆な犯行に及ぶこともある。
⇒ **事態が急展開して殺人等の重大事件に発展するケースが少なからず発生。**
- 防犯カメラの設置等、街頭犯罪や侵入窃盗に抑止効果があった「環境犯罪学」に即した対策のみでは十分に機能しない。
⇒ **個人のプライバシーとの関係を踏まえつつ、より重大な被害が生じる前の段階で、予防的に介入する方策が、今まで以上に求められる。**

<対策>

- 現在、日本警察では、被害者等の保護を最優先に、
- 関連法令の積極的な適用による加害者の検挙
 - 被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒
 - 110番緊急通報登録システムへの登録
- 等、関係機関と連携しつつ対策を推進しているが…

引き続き、
迅速かつ的確な対処の在り方
について検討が必要。

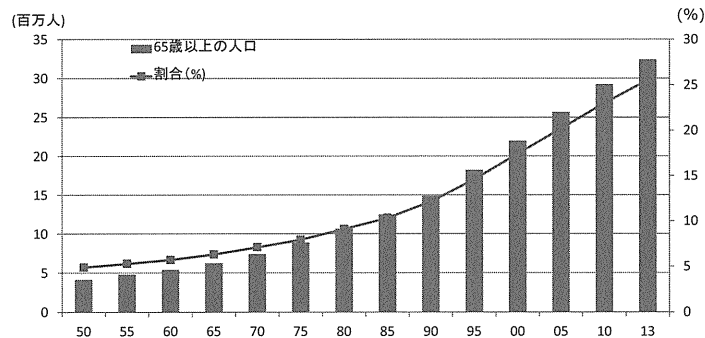
現在、日本警察では、被害者等の安全の確保を最優先に、関連法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録等、関係機関と連携しつつ対策を推進しているが、引き続き、迅速かつ的確な対処の在り方につき検討していく必要がある。

エ 高齢化社会の進展

我が国は、世界でも指折りの高齢社会であり、現在、65歳以上の高齢者の人口は、3,237万9千人で、総人口に占める高齢者の割合は25.5%であり、およそ4人に1人が65歳以上となっている。こうした中、刑法犯認知件数のうち、高齢者が被害者となった件数の割合について見てみると、2013年中は10.9%となっており、20年前と比べて2倍以上の割合となっている。

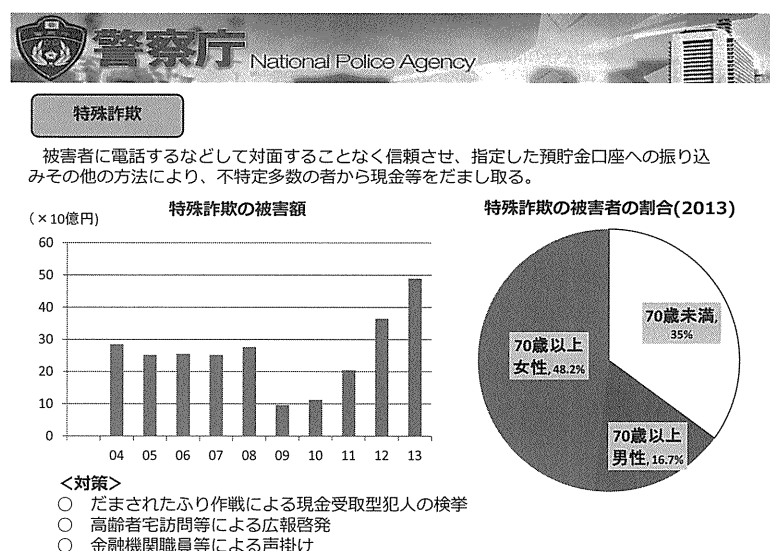


65歳以上の高齢者人口約32,379,000人（全人口の25.5%）



刑法犯認知件数の約10.9%が高齢被害者（2013）
（20年前と比べて2倍以上の割合）

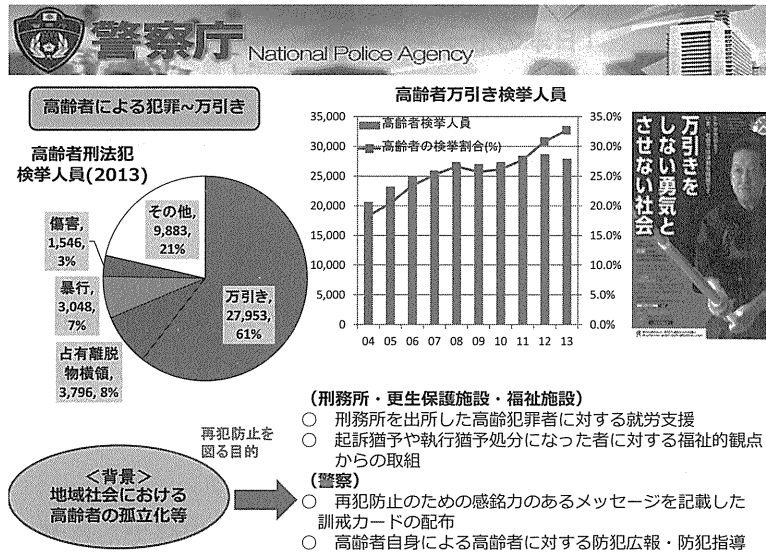
近年、我が国では、全国的に、特殊詐欺、すなわち、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪が多発し、2013年中の被害総額は約489.5億円と過去最高を記録した。この特殊詐欺は高齢者をターゲットとしており、被害者の約64.9%は、70歳以上の高齢者であり、中でも女性がその48.2%を占めている。これには、一人暮らしの高齢者の増加や、地域社会の連帯意識の希薄化が背景にあるとも指摘されており、社会全体での対策が求められているところである。現在、日本警察では、「だまされた振り作戦」による現金受取型の犯人の検挙、高齢者宅への訪問等による広報啓発、金融機関職員等による声掛けなどの各種取組を推進している。



他方、こうした「被害者」としての高齢者のみならず、「加害者」としての高齢者、すなわち、高齢者による犯罪も近時増加傾向にある。これは、高齢者人口に占める犯罪者数も増加していることから、単なる高齢者人口の増加によるものではない背景があるものと考えられる。

高齢者による犯罪の主なものは、万引き、占有離脱物横領、暴行及び傷害であり、これらの検挙人員で高齢者の刑法犯検挙人員の約8割を占めているが、中でも、万引きは、近時、他の全ての年齢層が減少する中、高齢者だけが増加し、2012年には、高齢者の検挙人員は最多となり、全年齢層に対する割合でも約3割を占めている。再犯者の増加が著しく、2012年以降、再犯者が初犯者を上回っている。

こうした高齢者による犯罪の背景には、地域社会における高齢者の孤立化等があることが窺われるところであり、現在、我が国では、再犯防止を図る目的で、必要に応じ、刑務所、更生保護施設、福祉施設等がそれぞれ連携し、刑務所を出所した高齢犯罪者の就労支援等を行っているほか、起訴猶予や執行猶予の処分となり刑務所に入所しないこととなった者についても、こうした福祉的な観点からの取組も進めているところである。こうした中、日本警察でも、万引きをした高齢者等に対し、再犯防止のための感銘力のあるメッセージを記載した訓戒用カードを配布したり、高齢者自身による高齢者に対する防犯広報・防犯指導を行ったりするなど、地域社会での絆の強化を目的とした取組を推進している。



3 結び

以上、現代社会における治安上の脅威と我が国におけるこれらへの取組等について話をさせていただいたが、こうした点を踏まえつつ、本日午後の各フォーラムにおきましても、海外から研究者をお呼びし講演を頂く予定としている。本総会は、日々治安上の脅威と対峙しその対策等に従事する実務者や研究者が一堂に会する貴重な場である。本総会が皆様にとって意義深いものとなることを心より祈念し、私の説明とさせていただく。

「日本の治安状況と刑事法理論」

警察政策学会会長、首都大学東京法科大学院教授 前田雅英

1 はじめに

まず、警察政策学会の会長として皆さんを心よりお迎えしたい。私からは、現在の日本の治安は非常に良いということを具体的に示し、さらに問題点を示したいと思う。

2 現在の日本の治安状況

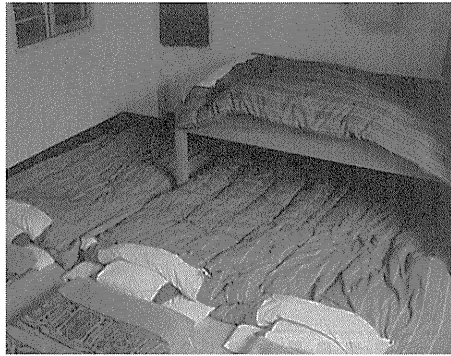
現在の日本の治安状況について、歴史上と言っても 20 世紀以降であるが、最も良い状況にあるといっても過言ではない。欧米諸国と比較してみても、日本における犯罪発生率は非常に低い。一貫して低いということを申し上げたい。

その一方で、その変化について見ていきたい。現在、日本の国民は「日本の誇るべきこと」の第 1 位は「治安の良さ」であると考えているが、わずか 10 年前は「治安の危機」が叫ばれていた。1975 年以降、治安悪化の中で、刑務所を民営化するという議論すら浮上した。要するに、刑務所が溢れるといった状況が 10 年前は存在したということである。欧米諸国においては、第二次大戦以降、犯罪が非常に増加したが、その中で日本はどうであったのか。

やはり戦争直後の 1946 年頃には、犯罪は非常に多かったものの、その後 30 年間で半減することとなる。1975 年頃から、全ての犯罪のトレンドが変わり、1989 年、日本においては「平成」という新しい時代に入った年であるが、それ以降、治安は悪化していくこととなる。日本の治安が最も悪かった 2002 年には、特に、福岡、広島、大阪、名古屋、東京といった大都市において非常に悲惨な状況となった。しかし、それ以降、先ほどの話にもあったとおり、国を挙げた対策により、これが徐々に改善されていくのである。今や犯罪発生率も半減しつつある。これは、警察当局も予想しないほどの変化だったと思う。

このように何故増えたのか何故減らすことができたのかという分析は、今後に委ねられることになると思うが、正に本総会においても重要な議論のポイントになってくると思う。この写真は、日本の刑務所においても人が溢れて人の上に人を寝かせなければならない状況が発生したということを示したものであり、「犯罪白書」に掲載されたものである。しかし、現在に至っては、刑務所はすっかり空いており、留置所も同様の状況となっている。

White Paper on Crime 1998



3 何故日本の治安は良かったのか

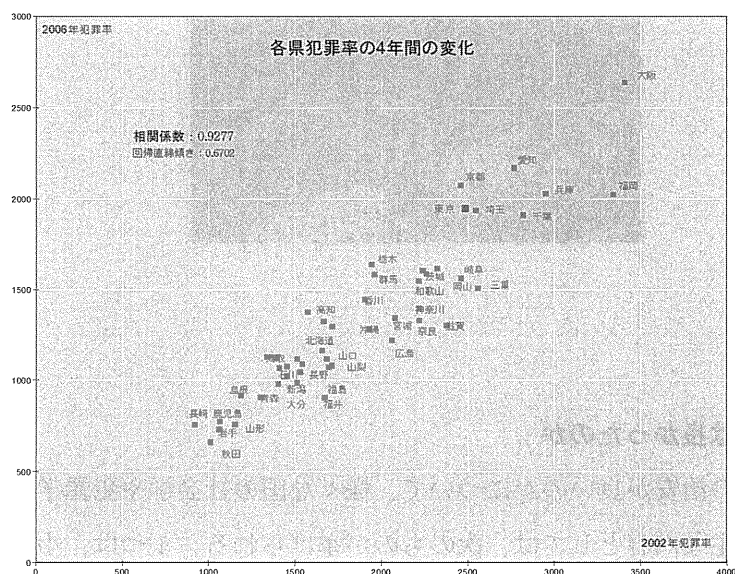
かつて何故日本の治安が良いのかについて、様々な国の社会学や犯罪学の研究者らが分析を行っている。その主な内容としては、次のものが挙げられる。1つは、小さな島国であり、民族・言語・文化に統一性があるということ。2つは、家族、コミュニティ、企業の強い連帯性と団結性があるということ。3つは、文化的伝統から生まれた固有の倫理観、恥と名誉を重んずる考え方、思いやり等があるということ。4つは、警察といった公式の統制ではない、社会的な統制としての犯罪抑止力が強いということ。これは、主に欧米諸国の学者らにより分析された。5つは、階層が弱く貧富の差が少ない、すなわち、努力すればより上層に上がることができるといった流動性のある社会であるということ。これも、欧米諸国の研究者らが指摘したことであり、我々日本人はそれほど強く意識しなかったと思うが、総中流社会であるといった意識が今にして思えばあった。6つは、やはり警察を中心とした公的な社会統制手段が非常に確立しているということである。

4 何故治安は改善したのか

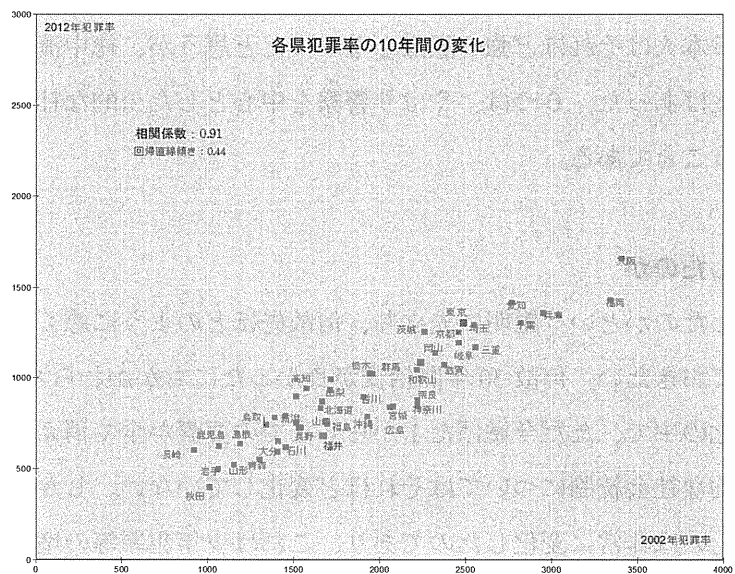
何故治安は改善したのかという説明に先立ち、何故先ほどのように悪くなったのかということについて補足しておきたい。何故 30 年間治安が良かったにもかかわらず反転したのか。

まず、社会の変化の中で、ただ今挙げた 1 から 5 までの要素が全て消えていった。ただし、最後の 6 つ目の公的な社会統制についてはそれほど変化していない。しかしながら、社会の基盤や意識といったものは非常に変化したのであり、これは少年犯罪等の増加に表れている。また、いわゆる来日外国人が犯罪を行う割合が増加していった。どの国においても外国人の流入をどうするのかは大きな問題である。日本は島国であり、これらの対策を最も講じ易かったわけであるが、人が足りないことを理由に外国人を入れた分、犯罪は増加したのである。

それでは、何故日本の治安は改善したのか。このグラフは、日本の全 47 都道府県の犯罪状況について示したものであるが、県によって若干の差異は認められるものの、2002 年以降の政府の取組により、2006 年においては、全国一斉で 3 分の 2 となったことが分かる。

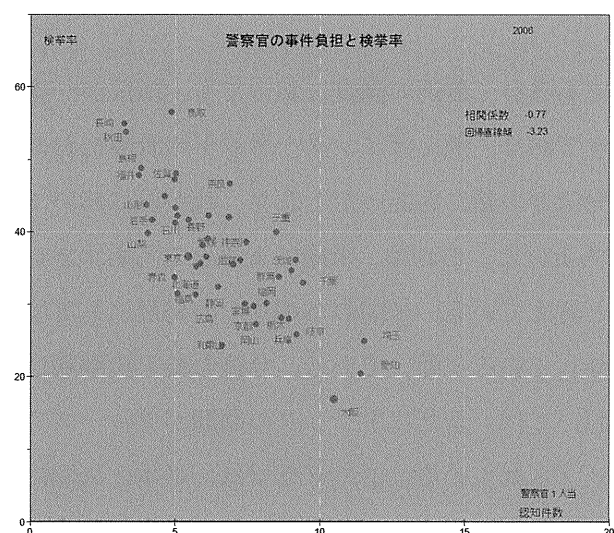
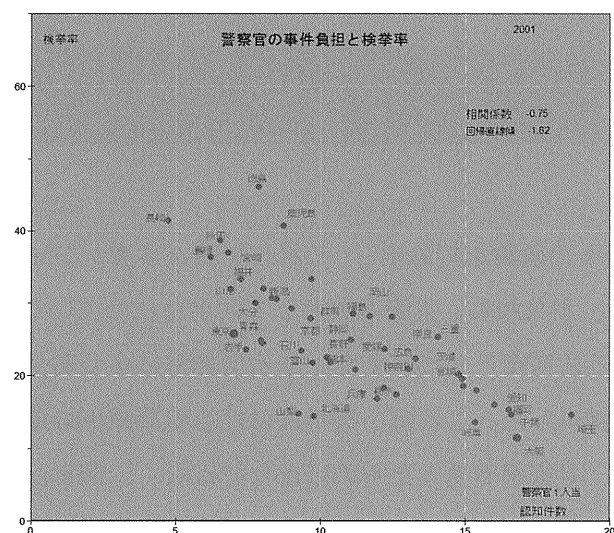


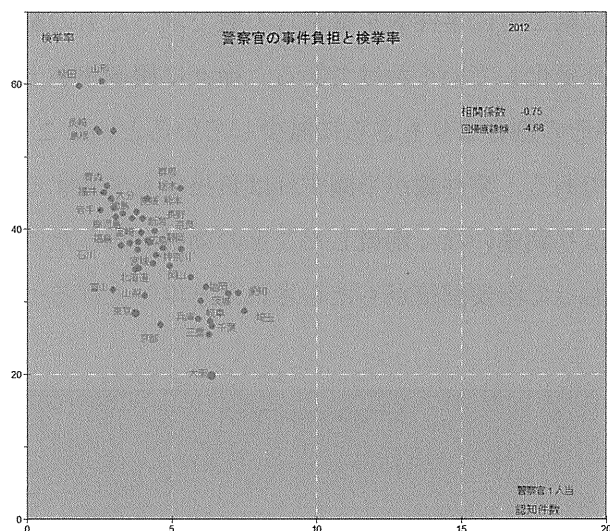
さらにその後 10 年経った 2012 年においては、全国一斉で 4 割減少した。このように、特定の地域において減少したのではなく、日本全体において斉一的に減少したことに最大の特徴がある。



やはりこうした治安の改善にとって決定的な意味を持ったのは、警察官の増員である。警察力の強化が治安回復に繋がったのである。このスライドは、警察官の負担と検挙率を示したも

のである。負担率とは、県ごとに事件数を警察官の数で割ったものをいう。これが、治安が回復する過程で次のとおり変化していくわけである。徐々に検挙率が上がっているが、その最大のポイントは、負担率がその割合よりもさらに減少しているということである。その背景には、警察官の増員があるのである。事件数が半減すれば負担率も半減するはずであるが、負担率は4割となっている。やはり間違いなく増員したことの効果があったことを示すものとなっている。勿論、これのみをもって治安回復がもたらされたと申し上げるつもりはない。





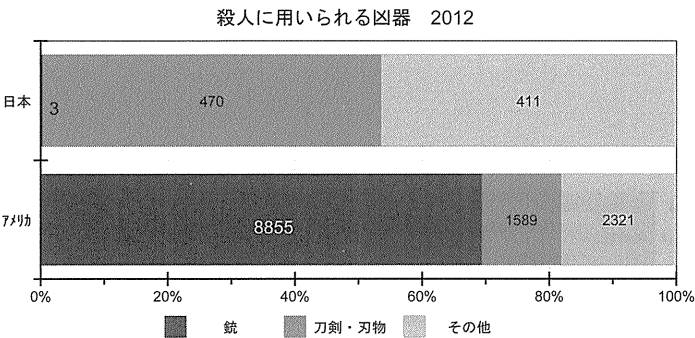
これまで、警察は、様々な政策を打ち出し、それらを我々学者がフォローして研究してきた。例えば、空き巣 (theft)、すなわち、犯罪の数として大半を占めている罪種について、元々、東京においては、いわゆる住宅街として有名なところで非常に多く発生していたが、対策を講じたことにより、大幅に減少した。これは、近年における犯罪減少の象徴であると言える。しかしながら、空き巣など、対策が奏功したものばかりではなく、例えば、詐欺については、未だに十分には解決されていない。最近においてはむしろ重大化している課題となっている。

5 今後の課題

今後の課題についてであるが、最近の調査においても、国民が一番不安に感じているのは、空き巣ではなくなってきており、例えばインターネットの世界における犯罪に不安を感じるようになってきている。先ほどの話にもあったとおり、我が国においても米国の NCFTA を模倣し JC3 という組織を立ち上げた。これは、米国によるところも大きいですが、やはりアジアとの連携も非常に重要であると考えている。米国の NCFTA の発展にも実はかなり水面下においてアジア諸国との連携が寄与していると聞いている。今後の最大の課題はやはり IT の問題である。

また、最近、日本においては、新たにドラッグの問題がクローズアップされている。銃器の問題も少しクローズアップされている。このグラフは、日本と米国において殺人に用いられる凶器の割合について示したものであるが、米国においては半分以上が銃であるのに対し、日本においてはほとんどない。たった3件である。日本においては、銃の増加が治安悪化をもたらすのではないかと危機意識が持たれている。その兆しが少しでもあれば対応していかなければならないと考えている。

・日本の安全の源泉 銃器と薬物の禁圧
3Dプリンター
脱法ドラッグ



さらに、もう一つがドラッグの問題である。現在、いわゆる危険ドラッグ、すなわち、今までの麻薬・覚せい剤とは異なる新しい種類の薬物の問題が生じてきている。この表は、国立精神・神経医療研究センターの和田先生が作成したものであるが、やはり日本の特徴は、違法薬物の経験率が低いということである。米国やカナダにおいては、半分程度の者が何らかの違法薬物を生涯で経験してしまっており、当然のごとく、こうしたことが治安に大きな影響を与えている。こうした中、日本においても、いわゆる危険ドラッグを40万人が使っているといった報道もなされている状況にあり、こうした状況が続いた場合には、やはり日本の治安の良さはなくなっていくと考えられる。その意味において、これは、アジア諸国にとってもバイタルな問題である。

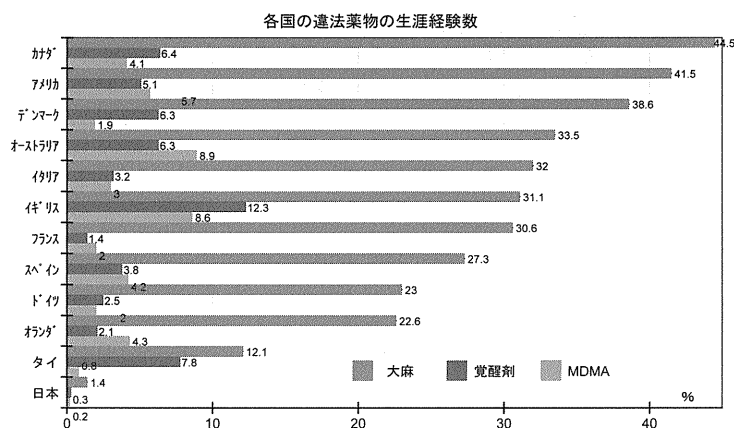
国立精神・神経医療研究センター 和田清氏作成

各国の違法薬物の生涯経験率(%)								
	対象年齢	何らかの違法薬物	大麻	メタンフェタミン	コカイン	MDMA	ヘロイン	調査年 出典
英国 (England+Wales)	16-59	36.8	31.1	12.3	9.4	8.6		2008-09 EMCDDA
オランダ	15-64		22.6	2.1	3.4	4.3		2005 EMCDDA
ドイツ	18-64	23.7	23.0	2.5	2.5	2.0		2006 EMCDDA
フランス	15-64		30.6	1.4	2.6	2.0		2005 EMCDDA
デンマーク	18-64		38.6	6.3	4.7	1.9		2008 EMCDDA
イタリア	15-64		32.0	3.2	7.0	3.0		2008 EMCDDA
スペイン	15-64		27.3	3.8	8.3	4.2		2007-08 EMCDDA
米国	12歳以上	47.1	41.5	5.1	14.5	5.7	1.5	2009 NSDUH
カナダ	15歳以上	45.2	44.5	6.4	10.6	4.1	0.9	2004 CAS
オーストラリア	14歳以上	38.1	33.5	6.3	5.9	8.9	2.0	2007 1)
タイ	12-65	16.4	12.1	7.8	0.1	0.8	2.1	2001 2)
日本	15-64	2.9	1.4	0.3	*	0.2	*	2008 3)

EMCDDA: European Monitoring Center for Drug and Drug Addiction
NSDUH: National Survey on Drug Use and Health
CAS: Canadian Addiction Survey

1) 2007 National Drug Strategy Household Survey
2) 2001 National Household Survey
3) 薬物使用に関する全国住民調査(2008年)

これは、先ほどの表をグラフにしたものであるが、やはりカナダ、米国、デンマーク、オーストラリアに比べると、日本は非常に少ない。同じアジアでも、タイに比べると日本は非常に少ない。これをいかに維持していくのかが課題となる。また、同じアジアにあるタイにおいてもこれを減らしていかなければならない。



その他に、日本においては、暴力団犯罪も重要な課題である。マフィアが犯罪を行う率は非常に高い。これも国際化するので、国際連携が重要な課題になってくる。

6 おわりに

このように、今後の課題の全ては国際連携に関わってくる。とりわけ、アジアとの連携が重要になると考えている。是非、こうした会議の場において議論するなど、各国間の繋がりや信頼感を高めることで、お互いの国の治安向上のために努力していただきたい。